

令和4年度

## 社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会事業計画

～たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに 夢いっぱい～

(第2期矢巾町地域福祉活動計画基本理念)

### 【基本方針】

少子・高齢化が人口減少と同時に進む中、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、貧困、ひきこもり、孤立、虐待等が大きな社会問題となっており、社会福祉協議会は、地域に存在する「制度のはざま」や「社会的孤立」、「生活困窮」といった多くの課題に取り組んでいかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、「つながり」の形も大きく変化し、地域でのコミュニティ意識も変容しています。

このような情勢を踏まえ、社会福祉協議会は、国際目標である持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰ひとり取り残さない」社会の実現を基に、第2期矢巾町地域福祉計画と緊密な連携を保ち、町内社会福祉法人等が共同して地域における公益的な取組みを行う「やはば生活支援ネットワーク推進協議会」や多種多様な分野の機関とのネットワークを強化し、地域福祉活動計画の基本理念「たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに 夢いっぱい」を目指し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

また、高齢者をはじめとするすべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が高まっています。生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防を推進し、支え合いによる地域づくりを目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響など様々な理由により支援を必要とする世帯に対して、生活福祉資金やたすけあい金庫の貸付事業、フードドライブ&サニタリードライブ事業を実施し、自立に向けた支援を行ってまいります。

特に、重層的支援体制整備事業による相談支援活動や参加支援、地域づくりに向けた支援を行政、関係機関と綿密な連携を深め、町民一人一人が地域社会の一員として、お互い支え合い、いきいきと暮らすことができるまちづくりを地域住民と一体となって積極的に取り組んでまいります。

安定した事業運営とするために、財源確保、職員の資質向上に努め、組織基盤の強化を図ります。

以上の基本方針を具体化するために、次の基本目標、重点項目を掲げます。

## 【基本目標】

- 1 福祉ニーズ・情報の的確な把握
- 2 福祉教育の推進とボランティアの育成
- 3 当事者の仲間づくりと住民ネットワークによる支援の構築
- 4 自立や社会参加に向けた支援の充実
- 5 住民参加による地域福祉活動の推進と福祉サービスの開拓
- 6 法人経営管理の強化

## 【重点事項】

### I 組織と財政を強化するための活動

- 1 会長・副会長会議の開催
- 2 理事会・評議員会の開催
- 3 監査の実施
- 4 委員会の開催
  - ①評議員選任・解任委員会
  - ②苦情解決委員会
- 5 自主財源の確保
  - ①一般会員、賛助会員の加入促進
  - ②赤い羽根共同募金運動の推進
  - ③福祉基金の活用と充実（社会福祉充実計画）
- 6 役職員研修の実施
- 7 福祉人材確保と育成
- 8 コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

### II 地域福祉活動の推進

#### 1 福祉ニーズ・情報の的確な把握（基本目標1）

住民の福祉ニーズを的確に把握するため、民生児童委員や福祉関係諸団体と連携し、要援護者の問題把握に努めるとともに、行政によるサービスと協働し、きめ細やかな福祉サービスを提供するため、地域における福祉ニーズの把握に努めます。

- (1) 地域福祉のネットワークによるニーズの把握
  - ①民生児童委員協議会との連携  
定例会への出席 年12回
  - ②生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)
- (2) 広報活動

- ①広報紙「やはばのふくし」発行(年4回)
  - ②ホームページ、SNSによる情報発信(随時)
  - ③やはラヂ!による情報発信(随時)
  - ④社会福祉協議会「福祉のサービス」パンフレットの配布
- (3) 福祉サービス利用者の要望の把握
- ①意見要望受付箱の設置
  - ②サービス利用者の懇談会
  - ③家族等の意見・要望の受付
  - ④ICT(情報通信技術)活用

## 2 福祉教育の推進とボランティアの育成 (基本目標2)

ボランティア活動に関する住民の関心を高めるため、情報提供と体制整備を図り、地域で支え合う連帯意識の向上を図り、学び合いながら地域への愛着を深めます。また災害時における相互支援体制づくりに努めます。

### (1) 福祉教育の推進

- ①各種セミナーの情報発信と参加促進
- ②学生ボランティア体験事業 (ジュニアボランティア探検隊)
- ③小学生福祉体験講座 (キャップハンディ体験)
- ④おもいやりの心育成事業

ボランティア協力校事業の指定(保育園・こども園9園、小学校4校、中学校2校、高等学校1校)

- ⑤「こんなやさしい町がすき こども川柳」の取り組み

### (2) ボランティアセンターの運営

- ①ボランティア連絡協議会の設置の検討  
ボランティア活動の拠点や情報交換の場づくり
- ②ボランティアコーディネーターによる活動  
相談・登録・連絡調整・派遣
- ③ボランティア養成講座の開催 年1回
- ④ボランティア団体の活動支援
- ⑤災害ボランティアセンターの円滑な運営
  - ア 町災害対策本部との連携
  - イ 災害時における相互支援体制による円滑な運営  
矢巾町、県央地区社会福祉協議会、盛岡青年会議所
  - ウ 災害ボランティアの適切な連絡調整、派遣
  - エ 災害ボランティアセンター運営に係る職員派遣

### (3) 企業ボランティアの育成と活動支援

## 3 当事者の仲間づくりと住民ネットワークによる支援の構築 (基本目標3)

地域で暮らす誰もが一人ひとり尊重され、安心して住み慣れた地域で自立した生活を続けていくことができるよう、支援を必要とする人たちやその家族の孤立を防ぎ、同じような課題を持つ人たちの仲間づくりを支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、「つながり」の形も大きく変化した中、誰でも気軽に参加できる「地域の居場所づくり」に取り組みます。

### 地域全般

#### (1) 矢巾町ふれあい広場の開催

障がい者や高齢者に限らず、だれもが皆地域における役割を担い、支え合う仲間づくり、生きがいつくりを通じて、安心して暮らせる元気でやさしい町づくりを進めていくことを目的とします。

令和4年10月1日(土) 田園ホール

対象者 福祉施設利用者や関係者、ボランティア、地域住民全般

内容 ハートフルステージ(ステージ発表会)

#### (2) バリアフリー映画会の開催

手話通訳、音声ガイド、字幕スーパー、車イス用座席、照明や音量の調整、上映中の出入り制限なし、母子室の利用など、誰もが楽しめる映画会を実施します。すべての来場者が障がい者等への理解を深めます。

令和4年7月9日(土) 田園ホール

#### (3) 矢巾町社会福祉協議会会長表彰式

永年にわたり社会福祉活動に貢献された方、こんなやさしい町が好き「こども川柳」の入賞者に対し、会長表彰を行います。

### 高齢者福祉活動

#### (1) 居宅介護支援事業所の運営

#### (2) 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)

#### (3) 高齢者の健康と生きがい増進活動の実施

##### ①矢巾町生きいきシルバースポーツ交流会の開催

##### ②岩手紫波地区老人スポーツ大会への参加

##### ③生きいき教室事業の実施(創作活動・レクリエーション・自然体験など)

##### ④金婚式の開催

##### ⑤日常生活たすけあい隊活動推進

- ⑥こびりっこサロン事業（やはばおたっしやサロン事業）
- (4) 高齢者の在宅福祉サービス
  - ①見守りシステムの構築
    - ・おげんき見守りシステム
    - ・高齢者世帯等の見守り電球(あんしんハローライト)の導入
  - ②一人暮らし高齢者等夕食宅配サービス事業（月2回）
  - ③一人暮らし高齢者の集い（ゆり花の集い）の開催（年10回）
  - ④おつかいサービス事業（やはば生活支援ネットワーク）（月1回）
    - ※やはば生活支援ネットワーク・・・町内の社会福祉法人等が協定を交わし、地域における公益的な取組を共同実施(平成29年1月～)している。1医療法人を含み9法人で活動している。
  - ⑤寝たきり高齢者等理容サービス事業（年3回まで）
  - ⑥移動支援送迎サービス事業（おでかけ送迎サービス）（月2回まで）

### 障がい者福祉活動

- (1) 障がい者の健康と生きがい増進活動
  - ①岩手県身体障がい者福祉大会への参加
  - ②岩手紫波地区身体障がい者スポーツ交流会への参加
- (2) 障がい者の社会参加促進事業
  - ①各種イベントを利用したボランティア等との社会参加事業
  - ②矢巾町ふれあい広場への参加
  - ③障がい者スポーツイベント(理解促進研修・啓発事業) 矢巾町主催  
紫波地域障がい者基幹相談支援センター・矢巾町体育協会・社協共催  
令和4年9月17日(土) 矢巾町総合体育館
  - ④知的障がい者ふれあい交流事業(なかよし号)
- (3) 障がい者の在宅福祉サービス
  - ①声の広報発行事業（月1回）
  - ②一人暮らし高齢者等夕食宅配サービス事業（月2回）
  - ③おつかいサービス事業（やはば生活支援ネットワーク事業）（月1回）
  - ④移動支援送迎サービス事業（おでかけ送迎サービス）（月2回まで）

### 児童・青少年福祉活動

- (1) おもいやりの心育成事業 福祉協力校の指定
- (2) 関係機関との連携による活動
  - ①矢巾町母子寡婦福祉協会事業
    - ・コミュニティ食堂（ここかむ食堂）活動支援

昼ここかむ食堂 第3日曜日 新田自治公民館

夜ここかむ食堂 第2・4金曜日 新田自治公民館

児童館ここかむ食堂 8月6日(土) 徳田児童館

12月3日(土) 不動児童館

3月4日(土) 煙山児童館

・ひとり親家庭親子の集い (年2回)

②矢巾町更生保護女性の会事業

・児童館における防犯教室

・児童との交流会(伝統遊び、読み聞かせ等)

(3) 児童の健全育成事業

①徳田・煙山・不動児童館の指定管理運営

②児童のびのび教室「煙山キッズクラブ」の委託運営

(4) 子育て支援拠点事業(児童館連携型うさちゃんのへや)

安心して子どもを産み、育てられる環境を整備するため、乳幼児と親の居場所、仲間づくり、子育てに関する情報提供を行います。児童館と連携し、小学生との交流や高齢者との交流など、幅広い活動を行います。

開催場所 不動児童館

開催日 火、木、金曜日

(5) 保護司会、更生保護女性の会の更生保護活動支援

・犯罪非行防止の啓発運動

少年非行防止パトロール(夏季、冬季、春季)

・社会を明るくする運動の推進(強化月間7月)

#### 4 自立や社会参加に向けた支援の充実 (基本目標4)

生活に困り事のある方の生活課題は、複雑化・複合化していることから、各種分野とのネットワークにより複合的に分析し、自立した生活を送ることができるよう支援を行います。またひきこもり等社会的に孤立している人が社会とのつながりを持つことができるよう、居場所づくりや支援メニューへのコーディネートを行います。

矢巾町が実施する矢巾町重層的支援体制整備事業の3つの柱である相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援に取り組み、社会福祉協議会の機能を十分に発揮して住民のあらゆる困り事に対応していきます。

(1) 重層的支援体制整備事業

①包括的相談支援事業

「矢巾町つなぐシート相談受付表」を活用し、多機関と連携し、様々な理由

で生活に困り事のある方の相談、必要な支援を行ないます。

- ・生活福祉資金の貸付事業(岩手県社会福祉協議会)  
他の貸付事業が利用できない、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯へ、資金の貸付と必要な相談事業を行います。  
貸付相談員 1名配置
- ・たすけあい金庫貸付事業  
緊急かつ一時的に生命維持が困難な状況にある方に対し、必要な貸付を行い、生活維持と安定を図ります。
- ・フードドライブ&サニタリードライブ事業(通年実施)  
7月夏季強化月間、12月冬季強化月間
- ・フードパントリー事業  
生活困窮世帯(一人暮らし大学生等含む)に対し、無料で食料を配布  
7月、12月、3月
- ・生活困窮者への生活支援給付(やはば生活支援ネットワーク)
- ・暮らしの専門相談所の運営  
弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員など、住民の相談内容に応じて専門性を生かした相談事業を行います。  
弁護士 毎月第2金曜日  
司法書士 6月、10月、2月  
行政相談委員 毎月第3金曜日  
人権擁護委員 毎月第1金曜日  
民生児童委員 5月、8月、11月、2月  
その他一般相談
- ・相談支援活動に関する組織的な対応  
矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議(個別会議・推進会議)  
岩手県県央圏域生活困窮者支援会議(盛岡振興局)  
矢巾町生活困窮者自立支援調整会議(岩手県社会福祉協議会)  
民生児童委員や専門相談員との連携強化

## ②参加支援事業

ひきこもり等の「狭間のニーズ」を抱えた方の居場所づくりやニーズへのマッチングを行います。

- ・フリースペース従事 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)1名
- ・やはば生活支援ネットワークによる「おしごと体験事業」
- ・地域資源の開発

## ③地域づくり事業

住民相互のふれあいや社会参加を通じて、支え合う仕組みづくりに取り組みます。

- ・生活支援体制整備事業生活支援事業
- ・こびりっこサロン事業
- ・地域子育て支援拠点事業うさちんのへや(児童館型)
- ・日常生活たすけあい隊の活動推進

広報活動

リーダー研修会

(2) 生活困窮世帯等への支援事業

- ①生活困窮者自立支援事業(岩手県社会福祉協議会)
- ②歳末たすけあい募金「たんぽぽ募金」配分事業

(3) 権利擁護制度による生活支援

- ①日常生活自立支援事業の普及啓発 (広報誌やはばのふくし)
- ②成年後見制度の普及啓発

## 5 住民参加による地域福祉活動の推進と福祉サービスの開拓 (基本目標5)

自治会やボランティア、福祉関係団体などが中心となって、地域に合った独自の活動を支援し、支え合い活動が地域ごとに取り組みられていくように生活支援コーディネーターを中心に計画的に活動を進め、共助の基盤づくりを行います。

(1) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

- ①支え合いマップづくりの推進
- ②地域懇談会(コミュニティワークショップ)への参加
- ③友愛活動の推進(老人クラブ)
- ④日常生活たすけあい隊事業の推進

(2) 住民の自主活動や交流の場としての活動拠点づくり

- ①こびりっこサロン活動の推進
- ②コミュニティ食堂の設置・運営

## 6 福祉団体との連携と支援

(1) 関係機関・福祉団体との事業運営についての協議・懇談の実施

(2) 各種福祉団体支援(事務局)

- ①矢巾町老人クラブ連合会
- ②矢巾町母子寡婦福祉協会
- ③矢巾町身体障害者協会

- ④矢巾町手をつなぐ親の会
- ⑤矢巾町保護司会
- ⑥矢巾町更生保護女性の会
- ⑦矢巾町遺族連合会
- ⑧矢巾町ともしび会（民生児童委員OB会）
- ⑨矢巾町さくらの船の会
- ⑩やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会
- ⑪矢巾町共同募金委員会